

人材紹介基本契約書

年 月 日

(甲)

印

(乙) 東京都足立区竹の塚 1 - 3 4 - 1 3 第 1 3 5 新井ビル 3 F

株式会社 アドバン

代表取締役 細谷 竜一 印

(以下「甲」と、株式会社 アドバン(以下「乙」とは、

人材紹介委嘱に関し、下記の通り契約する。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を保有する。

第 1 条 (委嘱事項)

甲は乙に対し、人材の募集、面接、選考に関する人材紹介を委嘱し、乙はこれを受託する。

第 2 条 (活動事項)

第1項 乙は甲の人材採用計画に対し、その内容を的確に把握した上で、甲のニーズに合致した人材を探索し、甲に対しその人材を推薦し、採用に至らしめるまでの活動を行う。

第2項 甲は正式に採用が決定する時点までに、乙の了解なしに乙の推薦した候補者と直接選考内容に関して協議の場を持ってはならない。

第 3 条 (報酬)

甲が乙の推薦した人材を採用した場合、甲は乙に対し下記の通り人材紹介成功報酬を支払う。

第1項 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間支払われた賃金の 40 % とする。

第2項 雇用期限の定めがあり、雇用期間が 1 年に満たない場合は、毎月月末締め翌月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。(期日が銀行休業日の場合は前営業日とする。) また、雇用条件は「雇用概要確認書」を作成し確認するものとする。

第3項 乙は原則として、人材が甲に入職した時点で甲に対し人材紹介成功報酬を請求する。

第4項 甲の乙への支払は、被紹介者の入社月の翌々月末日までに、請求金額の全額を乙の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。

第5項 甲が乙に対し特別な人材紹介活動を要請した場合の活動費および人材紹介成功報酬については、事前に協議の上別途決定するものとする。

第6項 甲が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は第 1 項記人材紹介成功報酬について、乙からの通知・催告がなくとも当然に期限の利益を失うものとし、直ちに同額全額を乙に現金にて弁済す

る。

(1) 本契約のいずれかの条項に違反したとき

(2) 破産、民事再生、会社更生手続等の申立を受け、もしくは自らこれらの申立をしたとき

(3) 支払停止の状態に陥り、また手形・小切手の不渡りをしたとき

第 4 条 (消費税)

前条の人材紹介成功報酬には消費税は含まないものとし、別途消費税として乙は甲に人材紹介成功報酬と合わせて請求し、甲はこれに基づき乙に支払うものとする。

第 5 条 (みなし報酬)

乙が甲に対して推薦した人材を、甲が乙の合意または介添えなしに独自に採用決定した場合は、甲は乙に対し、第 3 条に基づく報酬を支払わなければならない

第 6 条 (報酬の返還)

第1項 常勤採用決定者が入職日以後、6 ヶ月以内に甲との雇用契約を終了した場合について乙は甲に対し、(180 日 - 在籍日数) / 180 日の率に基づき第 3 条に定める報酬を返還するものとする。

非常勤採用者に関しては契約日数に満たないものは返還するものとする。

第2項 甲による正当な理由のない採用決定者の解雇、採用決定者の業務関連上での負傷・疾病・死亡による甲との雇用契約の終了、甲の責に帰すべき理由による採用決定者による雇用契約の解除については本条第 1 項を適用しない

第 7 条 (疑義事項)

本契約に関し疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意を持って協議する。

第 8 条 (機密保持)

甲・乙双方は、この契約に関連して相手方から得た情報を一切外部に洩らしてはならない。

本契約が終了した後も同様である。甲もしくは乙は、本契約に基づき入手した情報・資料等を、理由の如何を問わず第三者に漏洩したことにより、他方当事者に損害を与えた場合には、他方当事者に対しその損害を賠償するかもしくは自己の責任及び費用をもって他方当事者の為に紛争を解決するものとする。

第 9 条 (契約期間)

本契約の有効期間は契約締結日より 1 年間とする。

第 10 条 (準拠法および裁判管轄)

本契約の準拠法は日本法とする。甲及び乙は、本契約につき紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。

第 11 条 (特約事項)